

つくば市記者会 御中

発信日：平成30年10月19日（金）

発信元：つくば市財務部財政課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

平成31年度つくば市予算編成方針について



つくば市予算規則第3条の規定に基づき、平成31年度予算編成方針を定めましたので、お知らせします。

【予算編成方針の基本的な考え方】

つくば市未来構想の実現に向けて、つくば市戦略プランにおける13の基本施策、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた4つの基本目標及びつくば市SDGs未来都市計画に掲げた取組を着実に推進するものとする。

また、市民第一の市政による「世界のあしたが見えるまち」の実現を目指し、「市長公約ロードマップ」に基づいて、6つの柱を重点的かつ優先的に取り組むものとする。

- ・徹底した行政改革
- ・安心の子育て
- ・頼れる福祉
- ・便利なインフラ
- ・活気ある地域
- ・誇れるまち

平成31年度つくば市予算編成方針

我が国の経済情勢について、内閣府が公表した平成30年9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。」との判断が示された。

国においては、平成31年度予算の概算要求に当たり、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

つくば市においては、歳入面で、つくばエクスプレス沿線開発の進展と人口増加に伴う個人市民税や固定資産税の増加が続いている、税収は本年度を上回ると見込んでいる。一方、普通交付税は引き続き不交付となる見込みであり、さらに、国や県の補助金の確保も困難な状況である。

歳出面では、これまで取り組んできた保育環境の充実や放課後児童対策、医療や地域包括支援等の福祉事業、防災・防犯体制の強化等に加え、児童急増に対応する教育施設の整備や商業施設撤退に伴う中心市街地の活性化対策の課題にも喫緊の取組が必要である。

これら課題の解決には多額の財政負担が生じるが、将来世代に過度の負担をさせてはならない。全ての事業について大胆かつ積極的な見直しを行い、持続可能で健全な財政運営を維持しつつ、「世界のあしたが見えるまち」を実現するため、平成31年度予算については、次に掲げる項目を基本的な方針として編成する。

1 予算編成の基本的な考え方

つくば市未来構想の実現に向けて、つくば市戦略プランにおける13の基本施策、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた4つの基本目標及びつくば市SDGs未来都市計画に掲げた取組を着実に推進するものとする。

また、市民第一の市政による「世界のあしたが見えるまち」の実現を目指し、「市長公約事業のロードマップ」に基づいて「徹底した行政改革」「安心の子育て」「頼れる福祉」「便利なインフラ」「活気ある地域」「誇れるまち」の6つの柱を重点的かつ優先的に取り組むものとする。

2 予算要求に当たっての基本的留意事項

平成31年度に当たっては、大幅な歳出超過が見込まれるため、現状では、平成30年度の枠配分額を確保することができない。よって、平成31年度当初予算編成においては、個別査定方式を採用する。

各部等は、「選択と集中」の観点に立って、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本とした予算要求をすること。

- (1) 既存事業についてはゼロベースの視点で厳しく検証し、原則、要求は平成30年度当初予算額を超えてはならない。特に、所期の目的が達成された事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、重点的に見直し、廃止、縮小を図ること。
- (2) 新規・拡充事業については、つくば市の将来に向けて有効な事業になるよう、その目的、必要性及び費用対効果等について十分に精査すること。特に、後年度のランニングコスト等が過重な財政負担にならないよう留意すること。
- (3) 国・県の補助事業については、予算編成の動向や制度改革の情報収集に努め、積極的かつ確実に財源を確保すること。
- (4) 受益者負担については、単に歳入の確保という観点からではなく、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図るものとし、定期的な見直しを実施すること。
- (5) 各種補助金については、公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、到達目標や終期を設定するなど徹底した見直しを行うこと。
- (6) 行政の軽量化及び効率化を推進し、市民サービスの向上を図るために、事務事業について民間活力の積極的な導入を図ること。
- (7) 施設の維持補修については、つくば市公共施設自主点検マニュアルにおける施設改修履歴票（カルテ）を活用し、優先順位を設定した上で計画的に進めるここと。
- (8) 行政評価の結果を十分踏まえ、各部等においては主体的かつ責任を持って既存事業を見直し、適切に積算すること。
- (9) 職員提案等による有効な施策については、その実現を図ること。
- (10) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づくもののみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。